

農業協同組合連合会に対する警告等について

平成6年3月3日

公正取引委員会

公正取引委員会は、自主流通米の二次集荷業者等に対する独占禁止法違反被疑事件について審査を行ってきたところ、本日、12の農業協同組合連合会に対して、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるとして警告を行った。

また、食糧庁に対し、自主流通米の入札取引について競争政策上の観点から問題点を指摘し、改善方の申入れを行った。

第1 自主流通米の概要

1 主食用うるち米は政府米（約30%）と自主流通米（約70%）に分かれ、自主流通米には入札取引（約20%）と相対取引（約80%）とがある。
(流通経路は別紙1参照)

2 (1) 入札の参加者は、売り手が二次集荷業者（農業協同組合連合会及び主食集荷協同組合等）又は指定法人（全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会）、買い手が卸売業者（又はその団体）となっているが、農業協同組合連合会は売り手（二次集荷業者）としてだけでなく、買い手（卸売業者）としても入札に参加している。
(2) 入札取引に上場される米穀は、集荷数量が多く県間流通の多い産地品種銘柄米で、その集荷数量の25%相当の量を4回に分けて上場することとされている。

<問い合わせ先> 公正取引委員会事務局審査部管理企画課

電話 03-3581-3381

(3) 相対取引の価格は、入札取引における落札価格を落札数量で加重平均した価格を基準として定められることとされている。

第2 警告の内容

1 関係人は、別紙2記載の12の農業協同組合連合会（以下「12経済連」という。）である。

2 12経済連は、それぞれ、集荷して上場する銘柄米（平成2年産米、平成3年産米等）の入札取引に当たって、卸売業者に対し、その入札価格及び入札数量を示して、この価格又は数量で入札するよう要請し、要請を受けた卸売業者は、おおむね、自主流通米の大部分を占める相対取引数量に影響することを懸念して受け入れざるを得ないようにされていた疑いが認められた。

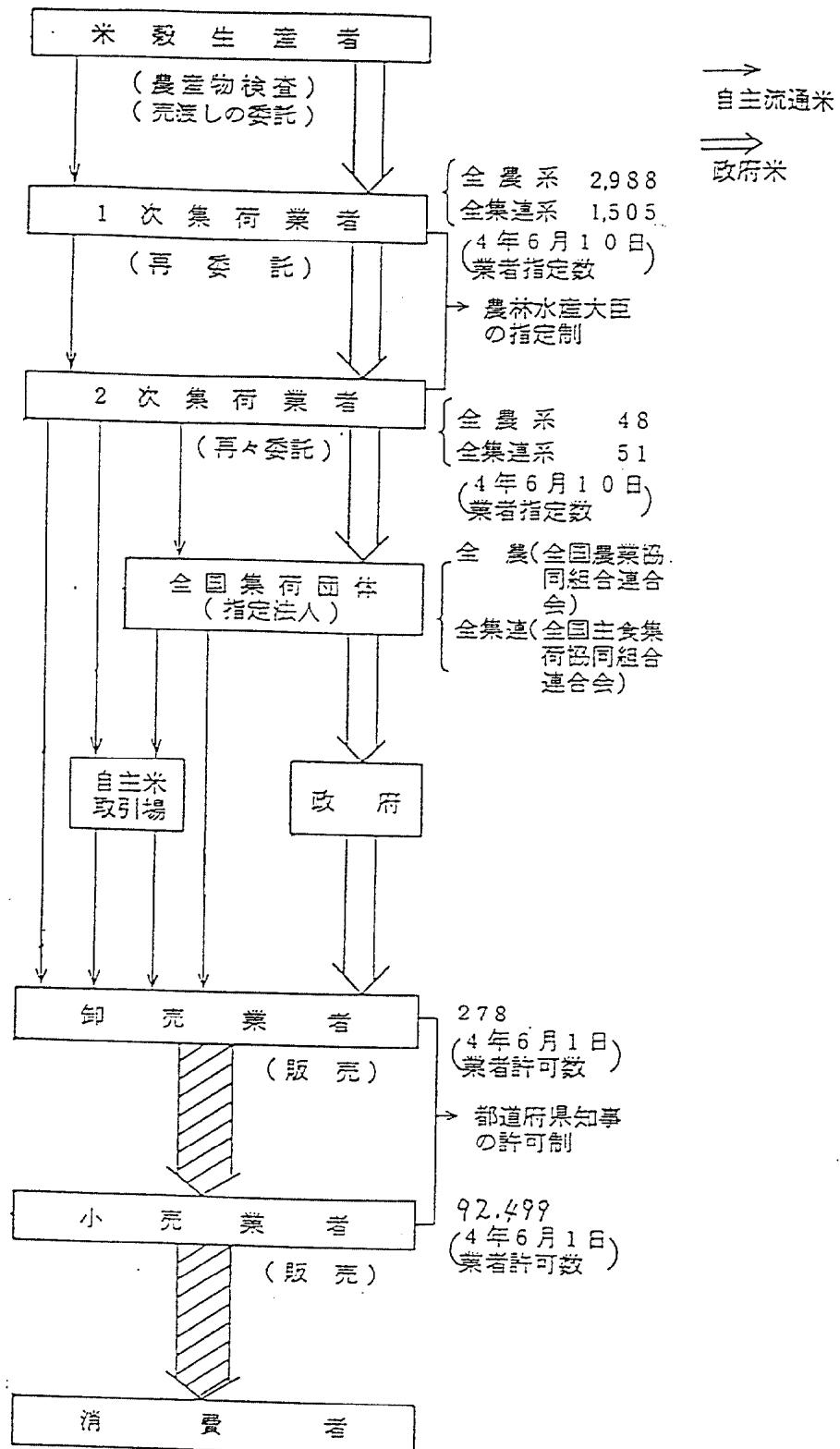
12経済連の上記行為は卸売業者が自由に決めるべき入札価格及び入札数量を制限している疑いがあるものであり、独占禁止法第19条（一般指定第13項又は第14項）の規定に違反するおそれがあるものであって、12経済連に対し、それぞれ、今後このような行為を行わないよう厳重に警告した。

第3 本件被疑行為を生じさせる問題点

上記のように、売り手である農業協同組合連合会が自県産銘柄米の入札に買い手として参加しているが、このことは、入札に参加する他の卸売業者に対しその価格や数量について要請する等の独占禁止法違反被疑行為を生じさせる要因となるものであり、また、卸売業者からも自主流通米の価格形成をゆがめるものとなっているとの指摘もなされている。

このため、食糧庁に対し、売り手である農業協同組合連合会が自県産銘柄米の入札に買い手として参加しないようにする等、自主流通米の入札取引の改善方について申し入れた。

主食用うるち米の流通経路



別紙2

番号	名 称	代表者	所 在 地
1	秋田県経済農業協同組合連合会	代表理事 佐藤秀一	秋田市八橋字戌川原 64-2
2	岩手県経済農業協同組合連合会	代表理事 岩持静麻	盛岡市大通 1-2-1
3	宮城県経済農業協同組合連合会	代表理事 騎口盛	仙台市青葉区上杉 1-2-16
4	山形県経済農業協同組合連合会	代表理事 安部四良	山形市七日町 3-1-16
5	山形県庄内経済農業協同組合連合会	代表理事 大久保鉄夫	山形県酒田市山居町 2-3-8
6	福島県経済農業協同組合連合会	代表理事 石村義光	福島市飯坂町平野字三枚長 1-1
7	栃木県経済農業協同組合連合会	代表理事 豊田計	宇都宮市本町 12-11
8	新潟県経済農業協同組合連合会	代表理事 林昭治	新潟市東中道一番町 86
9	富山県経済農業協同組合連合会	代表理事 大角秀尚	富山市新松曲輪 2-21
10	石川県経済農業協同組合連合会	代表理事 本田忠男	金沢市古府 1-220
11	福井県経済農業協同組合連合会	代表理事 池端昭夫	福井市大手 3-2-18
12	滋賀県経済農業協同組合連合会	代表理事 柏井義男	大津市京町 4-3-38

関係法条

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和五十七年六月十八日）

（昭和二十二年四月十四日
法律第五十四号）

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

- 13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不適に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不適に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 一 繼続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
二 繼続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
三 相手方に不利益となるよう取引条件を設定し、又は変更すること。
四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。